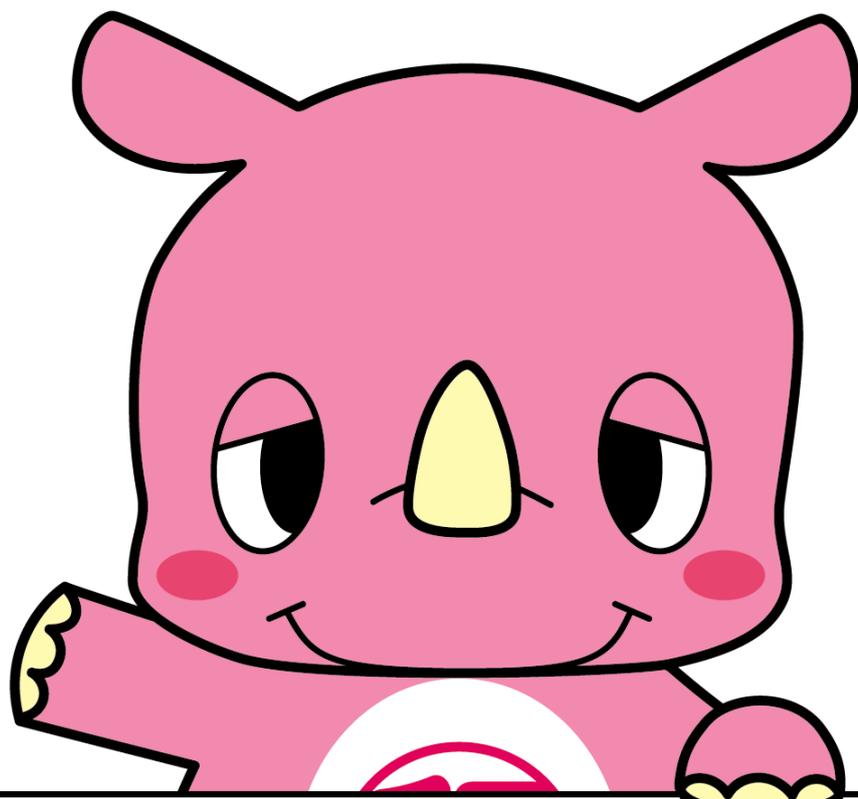


令和6年度 企画提案型協働事業実施要領



募集期間

令和6年5月1日～6月21日

令和7年度に実施する事業のため、本年度募集及び審査を行います。

（印西市マスコットキャラクター いんザイ君）

令和6年5月
印西市

目 次

目次	1
1. 協働の理念	2
2. 企画提案型協働事業とは	2
3. 提案にあたって	
(1) 募集の区分	3
(2) 事業実施期間	3
(3) 応募資格	3
令和5年度に市が募集する「指定テーマ」	4
4. 企画提案型協働事業の流れ	6
5. 申請に向けての注意点	
(1) 提出書類	9
(2) 対象となる事業	9
(3) 評価・審査	10
(4) 評価基準	10
(5) 事業規模・経費負担等	11
(6) 無償労働力等換算金額	11
(7) 市の施策との整合	11
【様式】	
市民活動団体等登録申請書	13
提案書様式①「協働の機会提案書」	14
提案書様式②「協働事業計画書」	17
提案書様式③「企画提案型協働事業経費内訳書」	18
提案書様式④「年間事業スケジュール」	19
提案書様式 作成のポイント	20
6. 企画提案型協働事業進行スケジュール	25
7. 企画提案型協働事業Q&A	26
(参考)	
「アイデアのたまご」を募集します	29
「アイデアのたまご」提案書様式	30

1. 協働の理念

印西市では、平成16年度に『印西市市民活動推進条例』を施行、平成17年度には『市民活動団体（NPO等）との協働を進めるためのガイドライン』を策定し、市民との協働に取り組むためのルール作りを進めてきました。

条例では『協働』を「市民、市民活動団体、事業者及び市がそれぞれの役割を自覚し、自主的な行動に基づき、対等な立場で互いに協力及び連携しながらまちづくりを進めること」と定義しています。また、条例第9条には、「市は、市民、市民活動団体及び事業者に対し、市民活動の持つ特性を活かせる分野において、協働の機会が開かれるよう努めるものとする。」とし、「協働の機会を市長に提案することができる。」と定めています。

※印西市における協働の取り組みについては、平成27年度に策定された『印西市協働の手引き』に詳しく記載しています。

2. 企画提案型協働事業とは

『企画提案型協働事業』は、こうした協働の理念を実現するため、平成17年度から実施している制度です。地域社会が抱えるさまざまな課題の解決や、市民満足度の向上につながる市民ニーズの充足に向けて、市民・市民活動団体・事業者等の多様な主体（以下、市民活動団体等）と市が互いに協力・連携し、事業を実施していくものです。

市では、この実施要領に基づき、市民の皆様からの積極的な企画提案を募集します。

【参考】過去の実施事業一覧

事業名	市民活動団体等(協働部署)	実施年度
印西市ファミリーサポートセンター事業	NPO法人いんば子どもネット(子育て支援課)	H19
竹袋調整池と周辺地域の維持管理事業	NPO法人エコネットちば(都市整備課)	H21~R4
自転車ルートマップの作成	印西いーまち会(経済政策課)	H24~25
里山に不法投棄されたごみの撤去	NPO法人谷田武西の原っぱと森の会(クリーン推進課)	H24
印西市木下地区歴史講座	木下まち育て塾(生涯学習課)	H24~30
道作古墳群歴史広場の維持管理事業	NPO法人小林住みよいまちづくり会(生涯学習課)	H27~30
地域住民への身体活動増進プログラムの提供	ALIPRO(アリプロ)(健康増進課)	H29~30
アドラー心理学による「勇気づけコミュニケーション」のすすめ	勇気づけサークルでこぼこピース(市民活動推進課)	H29
自主防災組織の活性化事業	印西防災研究会(防災課)	H30~R2
イノシシ等の獣害対策としての荒れた里山の整備事業	里地里山保全ねっと(農政課)	H30~R2
武西の里山 保全と調査事業	NPO法人谷田武西の原っぱと森の会(環境保全課)	H30~R2
みんなでつくる「木下街道膝栗毛」リターンズ	印西ふるさと案内人協会(生涯学習課)	H30
訪問傾聴ワーカー地域派遣(フォローアップ)、養成事業	NPO法人ソーシャルサポートこむねっと(高齢者福祉課)	R1~R3

3. 提案にあたって

(1) 募集の区分

「自由提案型」または「指定テーマ型」に対する提案事業とします。

①自由提案型

市民活動団体等が市に事業の企画を自由に提案し、主体的に実施するタイプです。企画提案した市民活動団体等は、計画の策定から実施・報告まで、市の関連部署と協力・連携しながら取り組みます。

※自由提案型で同一の事業を継続して提案する場合は、**3回まで**応募することができます。

②指定テーマ型

市が企画事業のテーマを事前に指定し、事業を実施する市民活動団体等を募集するタイプです。指定されたテーマに応募した市民活動団体等は、計画の策定から実施・報告まで、市の関連部署と協力・連携しながら取り組みます。（令和5年度に市が募集する指定テーマは、4頁・5頁に掲載しています。）

指定テーマにおいて、3年以上事業継続している提案者の提案事業にあつては、市民活動推進委員会の判断により、アイデア審査を免除することができます。

(2) 事業実施期間

事業の実施期間は、原則として

【令和7年4月1日から令和8年3月31日】の単年度事業とします。

(3) 応募資格

応募できるものは以下の要件を満たす**個人・団体・事業者**とします。

※応募する場合は必ず市への市民活動団体登録が必要となります。13頁の登録書様式を記入して、市民活動推進課に提出してください。

- ①条例で定める市民活動を行うものであること。
- ②原則として印西市内に居住もしくは事務所があり、市内で事業開始時において6ヶ月以上の活動実績があること。
- ③規約、会則等を有していること（個人の場合は不要）。
- ④予算及び決算を示すことができること。
- ⑤提案事業を遂行できる能力を有するもの。
- ⑥政治上の主義や、宗教を広めることを目的としないもの。

※上記の要件を満たすものが共同で応募することもできます。

令和6年度に市が募集する「指定テーマ」

テーマ名	
------	--

令和6年4月1日～19日（仮）迄庁内にて募集予定

期待される効果	
事業期間	令和7年 4月 1日 ~ 令和8年 3月31日
経費の目安	

4. 企画提案型協働事業の流れ

募集・提案

【募集期間:

5月1日～

6月21日】

- 企画提案型協働事業の募集を行います。提案にあたっては、所定の様式を使用してください。→9頁(1)を参照
- 提案に先立ち、市に市民活動団体登録を行っていただく必要があります。登録には、要件・手続きがあります。→3頁(3)を参照
- 提案にあたっては市民活動推進課へ事前に相談をお願いします。必要に応じて、提案事業に関連する部署との調整の機会を設けることも可能です。

協議・調整

【6月下旬～

7月上旬】

- 市民活動推進課では、提出された提案書の「書類審査」を行い、必要に応じて聞き取り等の調査を行うとともに、市の関連部署と協議を行います。(チェックシートによるヒアリング)
- ※「アイデアのたまご」は年間を通じて随時募集。→29頁を参照

アイデア審査

【7/19】

- 公開審査会を実施します。提案者のプレゼンテーションをもとに、市の附属機関である市民活動推進委員会が審査を行います。
- ※継続事業の提案については、アイデア審査は行いません。

三者協議・調整

【7月下旬～

9月下旬】

- 書類審査、アイデア審査を通過した提案については、提案者、市の関連部署、市民活動推進課で最終審査に向けて協議・調整を行います。
- 協議が整った段階で、最終審査用の提案書類を提出してください。→9頁(1)を参照
- 希望に応じて、コーディネーターを派遣します。

【企画提案型協働事業コーディネーターとは】

提案者と市の関連部署の協議の場で、中立の立場から、それぞれの特性と能力が十分に発揮されるよう、両者の意見を調整するとともに、よりよい提案に向け助言する役割を担う方です。

最終審査

【10/4】

- 公開審査会を実施します。提案者のプレゼンテーションをもとに、市民活動推進委員会が最終候補事業を選定します。

答申・採択事業

の決定

【10月中旬】

○市長は、市民活動推進委員会からの答申結果をもとに事業採択し、提案者に通知します。

事業準備

【10月～3月】

○市の関連部署は次年度の事業化に向け、予算要求を行います。

○提案者と市の関連部署は、事業実施に向けた具体的な最終調整を行います。

協定の作成

【3月】

○例年3月に開催される第1回印西市議会定例会で予算が議決されれば、正式に事業化となります。

○提案者と市の関連部署は、協働事業を進める上での理念や目的、ルール、役割分担、費用の支払い等を定めた協定書及び委託契約書を作成します。(締結は4月1日以降)

事業の実施

【4月～】

○いよいよ事業のスタートです。事業着手後も関係者と適宜協議を行い、円滑に事業が進捗するよう進めてください。

事業の完了

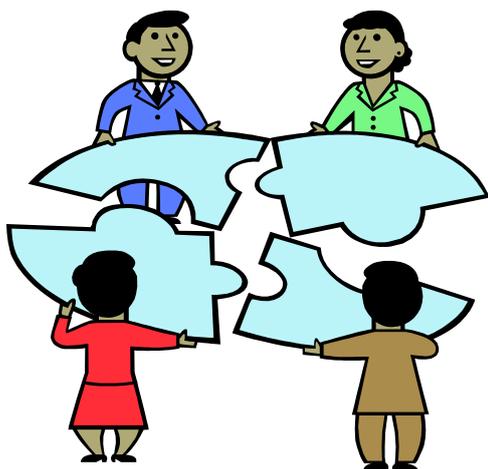
【令和7年

4月～】

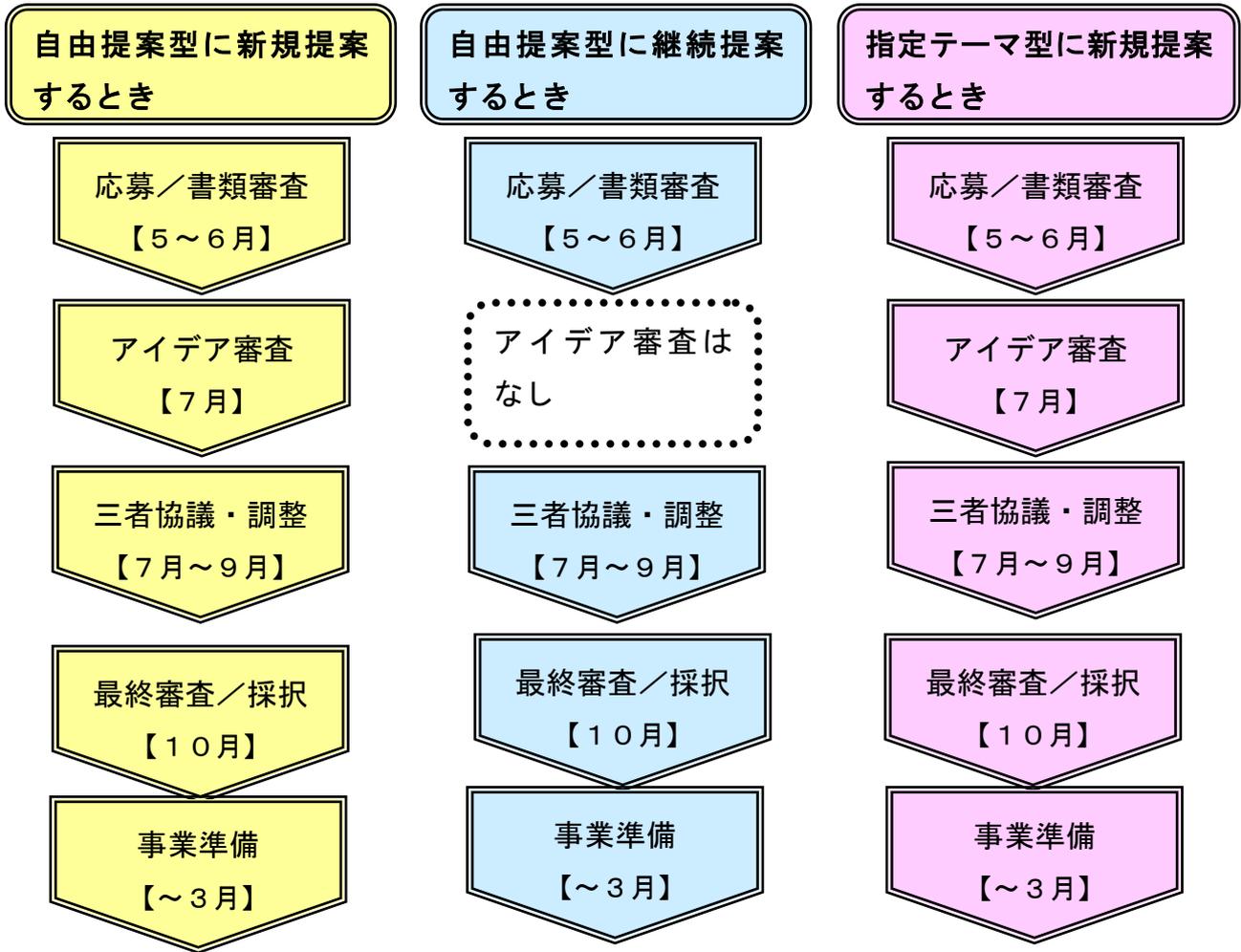
○事業が完了したら、市の指定する評価シートに基づき、双方がそれぞれ事業の評価を行います。

○公開の成果報告会を行います。提案者が1年間の活動内容を報告し、事業の成果、課題について振り返ります。

○協働事業完了後の次の展開については、関連部署等を含め、あらかじめ協議・検討をよく行ってください。



【応募から事業の実施に至る提案フロー】



.....
【令和7年度】



.....
【令和8年度】



.....
【令和9年度】



5. 申請に向けての注意点

(1) 提出書類

「登録申請書」(13頁)により市民活動団体登録した団体は、14頁～19頁の提案書様式を提出してください。

① 5月1日から6月21日の募集期間に提出するもの

【新規の提案】(提案書様式①-1)「協働の機会提案書(新規提案用)」(14頁)

【継続の提案】(提案書様式①-2)「協働の機会提案書(継続提案用)」(15頁)

※提案書の受理後、審査に際しては、団体・事業者の場合は決算書類等、個人の場合は資格や経歴等の実施体制を判断できる書類を提出くださるようお願いします。

② 最終審査に向けて提出するもの

※提出日はアイデア審査後に連絡

(提案書様式②)「協働事業計画書」(17頁)

(提案書様式③)「企画提案型協働事業経費内訳書」(18頁)

(提案書様式④)「年間事業スケジュール」(19頁)

必要に応じて、それぞれ参考資料を添付することができます。

(2) 対象となる事業

【要件】

- ①公益的、社会貢献的な事業で、提案者と市が協働して取り組むことにより、地域社会や市の各部署が抱える課題の解決が図られる事業
- ②市民サービスの向上により市民満足度が高まり、具体的な成果・効果が期待できる事業
- ③協働で実施することにより相乗効果が期待できる事業
- ④協働の役割分担が明確で、提案者の実施が可能である事業
- ⑤独創的・先駆的な工夫やアイデアがあり、新しい視点からの取り組みである事業
- ⑥予算の積算、見積りが適正と認められる事業
- ⑦予算や実施方法、人的資源等から実現、実施が可能と認められる事業

【対象外となるもの】

- ①営利を目的としたもの
- ②政治、宗教、選挙活動に関わるもの
- ③提案内容が行政や他の機関、団体などに対する要望、陳情的なもの
- ④特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- ⑤施設等の建設、整備、修繕を目的とするもの
- ⑥印西市や国、県及び他の地方公共団体及びそれらの外郭団体等から委託や助成を受け

- ている事業、または受ける予定のあるもの
- ⑦地域住民の交流行事等の親睦的なイベント
- ⑧その他公序良俗に反するもの

(3) 評価・審査

提案された事業については、書類審査をへて、アイデア審査、最終審査の順で審査を行います。

アイデア審査、最終審査は、より公平性・透明性を高めるため、市の附属機関である印西市市民活動推進委員会が公開プレゼンテーション形式で評価・審査を行います。

また、提案者は最終審査に向けて、市の関連部署、市民活動推進課との三者協議の場に必ず参加していただきます。

(4) 評価基準

公開プレゼンテーションでは、次の表が評価基準となります。アイデア審査では、評価項目のうち、「①課題把握の的確性」と「②協働の効果」を審査します。最終審査では、①～⑤のすべての評価項目を審査します。

評価項目	内 容
①課題把握の的確性	▼地域社会が抱える課題としての的確に捉えている事業か。 ▼地域や市民のニーズが高い事業か。
②協働の効果	▼協働の役割分担が明確で、相乗効果が見込める事業か。 ▼協働することによって単独で実施するよりも、効果的で質の高いサービスを提供できる事業か。
③事業の目的・内容・効果	▼事業の目的や内容が具体的で明確か。 ▼事業の実施により期待できる効果は明確か。 ▼提案者の持つ特性を十分に活かし、また独創的な事業か。 ▼市の事業としてふさわしいか。
④事業計画・実施体制	▼事業計画は明確で具体的なものか。 ▼事業の実施体制(安定した財政基盤や人材などの体力、スキル等)は充分か。
⑤実施方法・積算根拠	▼課題解決に向けた有効な手法が盛り込まれたものか。 ▼事業経費の積算根拠は適正であり妥当なものか。

(5) 事業規模・経費負担等

- ▼事業経費は、事業の内容から必要と考えられる経費を適正に積算した額とします。
- ▼事業の実施にあたり、協定書、契約書、事業計画書、収支予算等を別途作成します。
- ▼市は受託者に委託料を支払います。
- ▼希望受託金額は全額が委託料として認められるとは限りません。採択された提案事業を精査したうえで決定します。
- ▼委託契約締結後においては、市は契約を上回る金額を支出することはできません。
- ▼企画提案型協働事業の事業費と直接かかわりのない経費（団体組織を維持するための経費、団体独自の活動経費、事務所の維持経費等）は委託料の対象外となります。
- ▼受託者以外のものに実施事業を再委託することはできません。

(6) 無償労働力等換算金額

18 様式③の「企画提案型協働事業経費内訳書」に、無償労働力等換算金額を記入する箇所があります。本来の事業規模を評価するため、NPO等が事業を実施するうえで算出できるボランティア等の労働力等についても金額に換算し、記入してください。無償労働力を換算した金額を含めたものについては、カッコ書きとしてください。

例) 無償労働力の人件費単価 1026円/h (千葉県最低賃金) 以上として計算
※ただし最低賃金の改正があった場合は改正後の金額を使用

(7) 市の施策との整合

企画提案型協働事業を実施するにあたっては、事業内容と市の施策の整合を図る必要があります。12 の別添資料で、印西市総合計画「第1次基本計画(令和3年度～令和7年度)」から、市の基本構想に掲げた「政策」と「施策」を示しておりますので、自由提案型の提案を行う場合は、三者協議の段階で市の協働担当部署と事業の位置付けについて検討し、協働事業計画書(17)に記入してください。

事業提案にあたって

印西市では、めざすべき将来都市像を掲げ、その実現に向けた政策を展開していくための指針として印西市総合計画を定めています。

事業を企画するにあたり、下記の計画や施策を必ずご参照ください。

- ・印西市総合計画「第1次基本計画」(令和3年度～令和7年度)

<http://www.city.inzai.lg.jp/0000012403.html>

- ・印西市総合計画「第1次実施計画(令和3年度～令和5年度)」

<http://www.city.inzai.lg.jp/0000012704.html>

別添

施策体系

政策名		施策名
1. 誰もが安心して健康で明るく暮らせるまちをつくります 【安全・安心・健康福祉】	1	防災・減災対策の強化
	2	防犯・交通安全対策の強化
	3	地域共生社会の実現
	4	高齢者の生活支援
	5	障がいのある人の自立支援と社会参加の促進
	6	健康づくりの推進
	7	医療体制・健康危機管理対策の充実
	8	スポーツ活動の推進
2. 子どもたちの未来を育み誰もが心に豊かさをもたらすまちをつくります 【子育て・教育・文化】	1	子育て支援の充実
	2	学校教育の充実
	3	教育環境の整備・充実
	4	歴史・文化の保護・活用と芸術活動の振興
	5	生涯学習の推進と青少年の健全育成
3. 地理的優位性をいかした活力あふれるまちをつくります 【産業・交流】	1	農林業の振興
	2	商工業の振興
	3	起業・雇用の促進
	4	定住交流の促進
	5	観光資源の活用と観光の振興
4. 自然と都市が調和する快適で人にやさしいまちをつくります 【まちづくり・生活環境】	1	適正な土地利用の推進
	2	緑あふれる居住環境の実現
	3	道路環境の充実
	4	上下水道事業の安定的な運営
	5	公共交通の充実
	6	快適な生活環境の実現
	7	自然との共生の実現
5. 市民と行政が力を合わせ持続可能なまちをつくります 【住民自治・協働・行財政】	1	市政への参加と地域活動の推進
	2	人権尊重と男女共同参画社会の実現
	3	行政の電子化・情報化の推進
	4	市民サービスの充実
	5	持続可能な行財政経営の実現

(登録申請書 様式)

印西市市民活動推進条例施行規則第2条 (第1号様式)

市民活動団体等 (個人・団体・事業者) 登録申請書		
年 月 日		
印西市長	様	(申請者) 名称 所在地 代表者 連絡先 E-mail
印西市市民活動推進条例第10条の規定により、市民活動団体等の登録をしたいので、申請します。		
団体の概要	設立年月日	年 月 日
	会 員 数	全体 名 (内訳)
	役 員 内 訳	
	活 動 拠 点	
	ホームページ	URL () 無
活動の目的 及び内容	目的	
	内容	
情報の公開	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 (公開しない部分) ※非公開の理由 ()	
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 規約、会則又は定款 <input type="checkbox"/> 役員、会員名簿 <input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 予算書及び決算書 <input type="checkbox"/> 参考資料	

協働の機会提案書(新規提案用)

年 月 日

印西市長 様

(登録者) 登録番号 ー
名 称
所在地
代表者職氏名
連絡先

企画提案型協働事業を、下記のとおり提案します。

提案事業名	
現状・課題 (指定テーマ型の場合 はテーマ名のみ記入)	
提案理由	
提案内容 (予算の概算も記入)	
貴団体の特性、協働 で実施するメリット (提案者が事業実施できる能 力や有利なアピールポイント)	
事業実施により 得られる効果 (自由提案型は今後の 展望も記入)	

協働の機会提案書(継続提案用)

年 月 日

印西市長 様

(登録者) 登録番号 ー
名 称
所在地
代表者職氏名
連絡先

企画提案型協働事業を、下記のとおり提案します。

提案事業名	
現状・課題 (前年度の実施を踏 まえた課題)	
提案理由	
提案内容 (前年度の実施を踏 まえた改善内容)	
貴団体の特性、協働 で実施するメリット	
継続実施により 得られる効果 (自由提案型は今後の 展望も記入)	

共同提案者名簿一覧

(登録者) 登録番号 —
名 称
所在地
代表者職氏名
連絡先

※記入箇所が足りない場合は適宜追加してください。

(提案書 様式②)

協働事業計画書			
事業名			
事業の目的			
市の施策上の位置 付け及び協働部署	(施策名) (部署名)		
事業期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
事業の内容 詳細に役割分担別に記入 (役割分担を、できれば事 前に市の担当に相談して 記すか、希望を記す)	提案者	市	
事業に要する 経費 <small>※詳細については、様式③による</small>			
事業の運営体制 (事業関係者、協力者、有 資格者など)			
協働のメリット (各立場にとっての効果を 簡潔に)	提案者	市民	市
対話方法 <small>市との協議や打ち合わせ方法</small>			
事業の周知や評価 の方法 (具体的な目標値など)			
備考	関係団体等		
	その他 (添付書類等)		

(提案書 様式④)

年間事業スケジュール

実施予定日	活動内容	参加人数

作成のポイント①

※この事例に書かれている団体・場所等の名称は架空のものです。

(提案書 様式①)

協働の機会提案書(新規提案用)

〇〇 1

名称 NPO法人印西〇〇の会
 所在地 印西市大森2364-2
 代表者職氏名 理事長 印西 太郎
 連絡先 0476-33-4431

企画提案型協働事業を、下記のとおり提案します。

提案事業名	地域を支える〇〇ボランティア養成講座事業
現状・課題 (指定テーマ型の場合はテーマ名のみ記入)	わが国では、歴史的にも例のない急速な少子高齢化が進行しており、印西市においても同様の状況が予想される。そうした時代の到来に備え、地域を基盤とした共生社会の必要性が叫ばれている。しかし、その中核を担う生活支援ボランティアの数が現状では絶対的に不足しており、人材の安定的な確保が大きな課題となっている。
提案理由	市民が助け合う地域共生社会・共助社会の構築を目指し、地域福祉を支えるボランティア人材を養成する。
提案内容 (予算の概算も記入)	地域で活動する福祉ボランティアを養成するためのメニューを作成し、講座を実施する。必要経費は60万円程度を見込んでいる。
貴団体の特性、協働で実施するメリット (提案者が事業実施できる能力や有利なアピールポイント)	私たちNPO法人印西〇〇の会は、20年にわたり印西市及び近隣市の社会福祉施設の管理・運營業務や、普及・啓発等の各種事業に数多く取り組んできた実績を有する。会員には、〇〇等の資格保持者が多数在籍する。事業の実施にあたっては、これまでの活動の中で築き上げてきた行政、社会福祉法人、NPO等とのネットワークを活用し、様々な形で連携・協力を進めることができる。
事業実施により得られる効果 (自由提案型は今後の展望も記入)	適切なトレーニングを受けたボランティア人材を養成するとともに、スキルアップを希望する受講者には、資格獲得や職業訓練についてもアドバイスを行う。今後の展望としては、本事業が軌道に乗ったところで、福祉系人材バンクの構築にも取り組みたい。

作成のポイント③

※この事例に書かれている団体・場所等の名称は架空のものです。

(提案書 様式③)

企画提案型協働事業経費内訳書

総事業費（無償分を含む） 金 806,328 円

市から団体への委託費 （金 556,000 円）

無償分を含めた事業全体の費用を記入してください。

市に負担を求める額が委託費となります。

提案者の無償の労働力や提供分を金額に換算して記入してください。

【歳入】

項目	積算根拠(内容・数量・単価など)	見積り金額(円)
市に負担を求める額		556,000
その他収入	参加者負担(資料代)	16,000
提案者負担分	保険料、使用料、通信費	31,000
無償労働力等換算金額	労働力 131,328 円 機材等 72,000 円	(203,328)
合計(無償分を含めない)		603,000
無償分を含めた合計額		(806,328)

歳入項目は
・市に負担を求める額 のほか
・事業収入 ・寄付金
などの項目別に記入。

事業を実施するために必要な経費を下記に掲げる項目例を参考に、項目別に、それぞれ積算根拠を記入してください。

車両、土地、建物、備品等の購入費は原則認められません。

【歳出】

項目	積算根拠(内容・数量・単価など)	見積り金額(円)
人件費	講座及びプログラム作成 18回*20,000/回	360,000
報償費	外部講師指導謝礼 6回*1人*20,000/回 団体内講師指導謝礼 4回*1人*10,000/回	160,000
旅費	外部講師交通費 3回*1人*3,000/回	9,000
印刷製本費	周知チラシ作成 20円*500部 周知ポスター作成 300円*30部 講座プログラム作成 800円*30部	43,000
*保険料	傷害保険(参加者) 11回*500/回	5,500
*使用料	会場使用料 3回*2,500/回	7,500
*通信費	電話・FAX料 12月*1,500/回	18,000
提案者が負担する 無償労働力	1,026円*4時間*32人=131,328円 (事業の準備・調整 13日)	(131,328)
提案者が負担する 無償機材等	車両 2,000円*3日*2台=12,000円 福祉用具・機材 2,000円*6日*5台=60,000円	(72,000)
合計(無償分を含めない)		603,000
無償分を含めた合計額		(806,328)

当該事業以外にかかる事業費や人件費、管理運営費等は対象となりません。

労働力以外で、提案者が負担する機材や原材料費等があれば記入してください。

▼歳出経費の項目例

- ①【人件費】・・・事業を実施するために必要な団体の人件費
- ②【報償費】・・・講師等の謝礼金
- ③【旅費】・・・旅費交通費
- ④【消耗品費・原材料費】・・・事業を実施するために必要な材料、消耗品などの経費
- ⑤【印刷製本費】・・・チラシ、報告書等の印刷費、製本代
- ⑥【食糧費】・・・事業を実施するために必要不可欠と認められる食品材料費等
- ⑦【通信運搬費】・・・郵便等郵送料、電話料、FAX、インターネット通信料
- ⑧【保険料】・・・行事保険、損害賠償保険、ボランティア保険等
- ⑨【手数料】・・・各種申請手数料
- ⑩【工事費】・・・工事請負費
- ⑪【使用料・賃借料】・・・会場、会議室、器具、備品等の使用料、賃借料
- ⑫【その他】・・・事業を実施するために必要な経費のうち、上記のどれにも該当しない場合はご相談ください。

作成のポイント④

※この事例に書かれている団体・場所等の名称は架空のものです。

(提案書 様式④)

年間事業スケジュール

実施予定日	活 動 内 容	参加人数
○月上旬	市との打合せ、契約	3名
○月中旬	講座プログラムの検討 (全体会議 1回)	10名
○月下旬	講座プログラムの作成 (作業部会 5回)	5名
○月中旬	講座プログラムの完成 (全体会議 1回)	10名
○月下旬	講座の参加者募集	3名
○月下旬	講座の参加者決定、詳細計画の策定	5名
○月上旬～	講座の実施 (6回)	18名
○月下旬		
○月上旬	市への中間報告	3名
○月下旬～	研修の実施 (3回)	12名
○月下旬		
○月上旬	フォローアップ講座の実施 (1回)	5名
○月下旬	個別相談会 (1回)	5名
○月中旬	市への実績報告	3名
○月～○月	市との月例打合せ (8回)	16名

6. 企画提案型協働事業進行スケジュール

（令和6年）

4月19日	令和6年度第1回印西市市民活動推進委員会において「令和6年度企画提案型協働事業実施要領」を決定
5月1日	▼企画提案型協働事業 募集開始（5/1号市広報紙・ホームページ等に掲載） 随時「登録申請」や相談受付
5月●●日	企画提案型協働事業説明会（会場：市民活動支援センター）
6月21日	▼企画提案型協働事業 募集締め切り
6月下旬	書類審査
7月19日	アイデア審査 公開審査会（プレゼンテーション）
7月下旬 ～9月下旬	提案者、市の関連部署、市民活動推進課による協議・検討・調整（三者協議）
10月4日	最終審査 公開審査会（プレゼンテーション）
10月上旬	委員会が採択候補事業を選定し、結果を市長に答申
10月中旬	委員会の答申に基づき、市が採択事業を決定・公表、予算要求
3月下旬	予算の議決

（令和7年度）

4月1日～	協定書及び委託契約書の締結 事業開始 随時、事業の進捗状況を確認・調整 事業完了、完了検査
-------	--

（令和8年度）

事後評価、成果報告会

7. 企画提案型協働事業 Q & A

Q 1) なぜ協働事業を行う必要があるのですか？

市民ニーズが高度化、多様化するなかで、これまで行政が行ってきた画一的な仕組みだけでは十分に公共サービスが提供できなくなっており、様々な担い手が連携した新しいサービスが要請されています。こうした新しいサービスを効率的・効果的に創るためには、市民と市がそれぞれの特性を生かし、相互協力して課題解決に取り組む『協働』の取り組みが注目されるようになっていきます。

市では、地域社会が抱えている様々な課題に対して、市民、市民活動団体、事業者が主体的・自主的に実施する市民活動や事業について、市が協力・連携することで新たな公共サービスを生み出していく…このような市民主体のまちづくりを目指し、協働の取り組みを進めています。

Q 2) 提案してどのようなメリットがあるのですか？

提案された事業は、様々な機会を通じて公開されるとともに、市民活動推進委員会による審査・評価や市の関連部署による協議・検討が進められます。こうした機会を通じて、提案者は企画・提案に込めた想いや日頃の活動内容を、市民や市行政の多くの人々にアピールすることができます。

また、公開の場をはじめとした一連のプロセスは、学びの場であり交流の場です。提案内容や活動が次のステップに発展していく可能性があります。

提案については、市民活動推進委員会の評価・審査・答申を経て、市から検討結果が明らかにされますので、提案事業があいまいに放置されることはありません。

企画提案型協働事業への提案は、日頃から地域で活動している市民活動団体等が行政にはない優れた特性や豊富な知識・経験を生かし、市との協働事業による「新しい公共」の担い手として、地域に貢献できる貴重な機会とお考えください。

Q 3) 団体の活動費を助成してくれる制度ですか？

企画提案型協働事業は活動費の助成制度ではありません。行政とともに地域の課題解決に取り組む制度で、事業経費は契約書に基づき、市からの委託費として支払われます。

印西市で市民活動団体等を資金面から支援する仕組みとしては、「公益信託印西市まちづくりファンド」があります。市内で行われる市民主体の公益活動に対して助成するもので、例年1月に募集を行います。詳しくは事務局の千葉銀行信託コンサルティング部（Tel.043-301-9269）、または市民活動推進課にお問い合わせください。

Q 4) 市民活動推進委員会とは何ですか？

平成16年7月より施行されている「印西市市民活動推進条例」の第11条に、市の附属機関として、市民活動の推進に関して必要な事項を専門的な見地から調査審議し、また「協働の機会」について検討協議を行うものと規定されています。この規定に基づき、平成16年12月に設置されました。

現在の委員構成は、公募市民3名、市民活動団体関係者3名、学識経験者3名、事業者2名の合計11名です。

Q 5) 協働事業は誰が提案できるの？

市民活動推進条例で定める「協働の機会」に参加(提案)しようとする者は、提案に先立ち、市へ「登録」することが規定されています。登録した市民活動団体等が提案できます。

登録には、一定の要件や手続きが必要です。→3頁(3)・12頁参照

Q 6) どんなことが提案できるのですか？

「地域社会が抱えている様々な課題やニーズに取り組みたい」という提案者の想いを育てるための制度であり、提案のテーマや規模についての制限は特にありません。(「指定テーマ型」(4頁・5頁)については、事前に市が指定のテーマを提示。)また、新たな事業の提案だけではなく、既に市が実施している事業に関連する提案も可能です。

ただし、市と協働して行う公益的な事業ですので、営利を目的とするもののほか、公共事業としてふさわしくないものは提案できません。→8頁参照

企画提案型協働事業は、提案者と市とがそれぞれの責任と役割分担を明らかにして行う事業ですので、市への一方的な要望や単なる思いつきは提案にはなじみません。

Q 7) 提案すれば全部実現するのですか？

提案された事業がすべて実施される、というわけではありません。調整・協議・検討・評価・審査が一定のプロセスと期間で行われ、審査に合格した事業が市民活動推進委員会から市長に答申され、「協働事業として推進する事業」として決定されることとなります。その後、予算化が図られた上で、協定を締結し、協働事業としてスタートすることとなります。

Q 8) 手続きなどが面倒ではないですか？

確かに、企画提案型協働事業には一定の時間と手続きが必要です。しかし、この手続きは提案者と市の関連部署との相互理解を深めるためには欠かせないもので、協働の効果を高めるためには、むしろ不可欠なプロセスとして位置付けられています。

Q 9) 市がやることを市民に押し付けているだけでは？

協働事業について、「行政が市民を都合よく利用するだけではないか」「これまで行政が行ってきた事業を無責任に市民に委ねられても困る」といった懸念の声が聞かれます。

市では、そうした行政側の責任転嫁を避けるため、協働事業を条例等に基づく総合的・体系的な施策として推進し、公開の場での中立公正な審査と評価体制を整えています。

Q 10) 今まで何件提案があり、そのうち何件採択されているのですか？

今までの実績は次のとおりです。提案内容を基に市民活動推進課が市の関連部署と仲介しますので、関心のある場合はぜひ前向きにご検討ください。

年 度	提案数	採択数
平成21年度	5件	1件（うち継続1件）
平成22年度	2件	1件（うち継続1件）
平成23年度	6件	4件（うち継続1件）
平成24年度	3件	3件（うち継続1件）
平成25年度	2件	2件（うち継続2件）
平成26年度	4件	3件（うち継続3件）
平成27年度	4件	3件（うち継続2件）
平成28年度	7件	5件（うち継続3件）
平成29年度	10件	8件（うち継続4件）
平成30年度	5件	5件（うち継続3件）
令和元年度	5件	5件（うち継続5件）
令和2年度	2件	2件（うち継続2件）
令和3年度	1件	1件（うち継続1件）
令和4年度	10件	4件（うち継続1件）
令和5年度	8件	6件（うち継続2件）

※具体的な事業内容は2ページを参照。

Q 11) 詳しく聞きたいのですが、どこに相談にいけばよいのですか？

まずは、市役所「市民活動推進課」に相談ください。提案内容に応じて、関連部署との連絡調整等を行ないます。

また、「市民活動支援センター」（中央駅前地域交流館2号館2階）でも、提案書様式の記入方法など個別の相談に応じています。ぜひご利用ください。

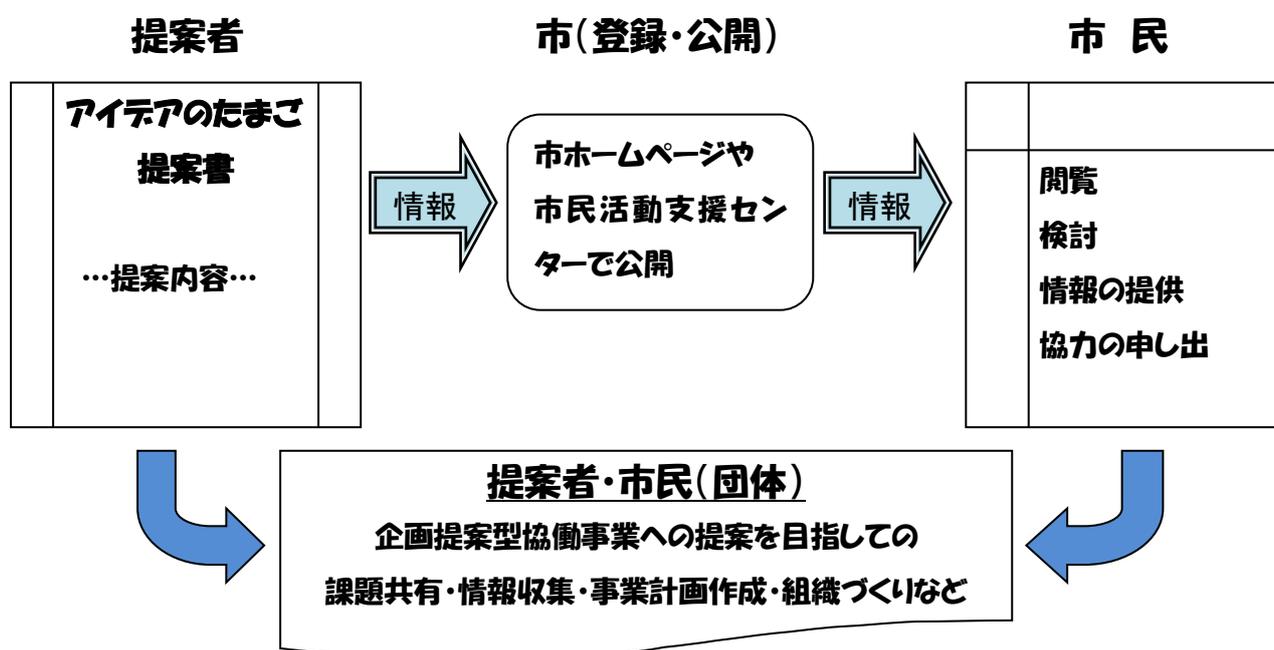
(参考)

「アイデアのたまご」を募集します。

協働による地域課題解決のアイデアを登録・公開し、今後の提案に結びつけるものです。市民活動推進課で随時受け付けします。

- ▼「アイデアのたまご」のままでは事業化することはできませんが、市民の皆さんが知恵を出し合いながら、時間をかけてアイデアを成長させ、事業提案に結びつけることを目指す仕組みです。
- ▼応募の資格は問いませんが、将来的な企画提案型協働事業への提案を前提に募集するものです。
- ▼担い手が不足している、具体的な事業計画には至っていないなど、企画提案の要件が不足している場合に提案をご検討ください。
- ▼次ページの提案書様式に現在のアイデアをご記入ください。受付後、市で登録・公開いたします。
- ▼その他、必要な資料があれば提案書に添付してご提出ください。
- ▼企画提案型協働事業で対象外となっているものについては、受け付けできません。
→8を参照

「アイデアのたまご」の成長イメージ



(「アイデアのたまご」提案書 様式)

「アイデアのたまご」提案書

提案事業名	
地域の課題 (日ごろ感じている地域の課題 や住民ニーズ)	
アイデアのたまご (上記の課題を解決するための 事業概要)	
市との協働により得られ る効果	
役割分担のイメージ (市民に期待される役割、市に 期待される役割)	市民活動団体等: 市:
その他 (登録の目的や協力・連携を求 めたい団体など、上記以外に必 要な事項を記入)	

提案者情報

氏名または団体名	
住所または団体所在地	
連絡先	電話: () Eメール:
公表可能情報 (公表できる番号すべてに○)	1. 氏名・団体名 2. 住所・団体所在地 3. 電話 4. Eメール

現在公開中の「アイデアのたまご」たち

No	提案事業名	提案者情報
1	市民活動団体が繋がりサポート！広げよう地域の輪	Shake Hands
2	災害時に助け合おう！みんなで繋がりプロジェクト★ ～避難行動要支援者の個別避難計画作成支援～	星野 渉

<https://www.city.inzai.lg.jp/0000006815.html>

《ご相談・問い合わせは…》

印西市役所 市民活動推進課 活動支援係

TEL 0476-33-4431 (直通)

FAX 0476-42-7242

ホームページ ・ <http://www.city.inzai.lg.jp>

メールアドレス ・ siminkatudou@city.inzai.chiba.jp